

岩手県告示第 344 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成 20 年 4 月 22 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 定期検査の対象となる特定計量器 計量法施行令（平成 5 年政令第 329 号）第 10 条第 1 項に規定する計量器
- 2 定期検査を行う区域、場所及び期日

区 域	場 所	期 日
陸前高田市	当該市町村で定める場所	平成 20 年 6 月 23 日（午後）から同月 27 日（午前）まで
一関市（花泉町、東山町、大東町、千厩町、室根町及び川崎町を除く。）	〃	平成 20 年 7 月 7 日（午後）から同月 9 日まで
一関市花泉町	〃	平成 20 年 7 月 10 日から同月 11 日（午前）まで
一関市東山町	〃	平成 20 年 7 月 14 日（午後）
一関市大東町	〃	平成 20 年 7 月 15 日
一関市千厩町	〃	平成 20 年 7 月 16 日
一関市室根町	〃	平成 20 年 7 月 17 日
一関市川崎町	〃	平成 20 年 7 月 18 日（午前）
平泉町	〃	平成 20 年 7 月 22 日（午後）
金ヶ崎町	〃	平成 20 年 7 月 23 日
住田町	〃	平成 20 年 7 月 24 日（午後）から同月 25 日（午前）まで
藤沢町	〃	平成 20 年 7 月 29 日（午後）から同月 30 日（午前）まで
奥州市水沢区	〃	平成 20 年 8 月 25 日（午後）から同月 28 日（午前）まで
奥州市胆沢区	〃	平成 20 年 8 月 28 日（午後）から同月 29 日（午前）まで
奥州市前沢区	〃	平成 20 年 9 月 1 日（午後）から同月 3 日（午前）
奥州市衣川区	〃	平成 20 年 9 月 3 日（午後）
奥州市江刺区	〃	平成 20 年 9 月 8 日（午後）から同月 10 日まで
大船渡市	〃	平成 20 年 9 月 29 日（午後）から同年 10 月 3 日まで
大槌町	〃	平成 20 年 10 月 15 日（午後）から同月 17 日（午前）まで
北上市	〃	平成 20 年 10 月 27 日（午後）から同月 30 日まで
西和賀町（沢内を除く。）	〃	平成 20 年 11 月 5 日（午後）
西和賀町沢内	〃	平成 20 年 11 月 6 日（午前）
花巻市大迫町	〃	平成 20 年 11 月 11 日
花巻市東和町	〃	平成 20 年 11 月 12 日
花巻市石鳥谷町	〃	平成 20 年 11 月 13 日
花巻市（大迫町、東和町及び石鳥谷町を除く。）	〃	平成 20 年 11 月 18 日から同月 21 日まで

- 3 定期検査を行う指定定期検査機関の名称 社団法人計量計測技術センター